

地域審議会における総合計画（案）の審議にあたって

(1) 基本理念

社会状況の変化を踏まえ、第1次総合計画における基本理念を引き継ぎつつ、新たな理念を加え、以下の5つの基本理念を設定

- ① 絆を強め、情報共有、参加、協働によるまちづくりを！

東日本大震災や地方分権の進展等に伴い、市民と行政、また市民どうしの絆を強め、市民主体のまちづくりを進めていくという趣旨から新たに設定

- ② 安心して暮らし続けることができる地域社会へ！
 ③ 量から質への転換による豊かな地域社会の創造を！
 ④ 地域の個性を磨き、自立したまちに！
 ⑤ グローバルに展開し、国内外から必要とされるまちに！

経済活動のグローバル化が進む中、佐賀市においても有明佐賀空港の路線拡充、新幹線西九州ルートを整備等の交通基盤の充実を企業誘致、観光誘客につなげていくという趣旨から新たに設定

(2) 将来像

市民アンケートによる、市民が誇りとする「暮らしの魅力」をさらに高め、市民が望む「活力」を創出するまちを目指すことを基本に以下の5案を作成

■将来像（案）

案	将来像（案）
1	暮らしやすさ実感！ 賑わいある幸福創造都市・さが
2	暮らしやすく、活力あふれる幸福創造都市・さが
3	賑わいと暮らしの温もりを実感できる幸福創造都市・さが
4	幸せ実感、活力創造都市・さが
5	安心して生きがいをもって暮らせる活力創造都市・さが

現行	人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」
----	------------------------------

(3) 基本政策

第1次総合計画では5つの政策展開の基本方向を示していたが、東日本大震災等の社会状況の変化を踏まえ、政策展開の基本方向として、防災、環境、市民主体のまちづくりの観点をより強く打ち出した形で、以下の7つの基本政策を設定

- ① 地域資源を活かして新たな賑わいと活力を創出するまち
- ② 災害に強く、安心して利便性が高い暮らしが実感できるまち

防災・危機管理体制の充実や地域における防災力の向上、また、大雨に伴う平野部の洪水や山間部の土砂災害への治水・治山対策などを通じ、安心して暮らし続けることができるまちを目指すという趣旨で新たに設定

- ③ 住み慣れた地域で支えあい、自分らしく自立した生活ができるまち
- ④ 恵まれた自然と共生し、人と地球にやさしいまち

太陽光や水力、バイオマス等をはじめとする再生可能エネルギーの普及促進を通じた低炭素社会の構築やリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進による循環型社会の構築を通じ、持続可能な社会の実現を目指すという趣旨で新たに設定

- ⑤ ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化を育むまち
- ⑥ 互いに尊重しあい、共に創るふれあいのあるまち

積極的な行政情報の発信とその共有化の推進、また、自治会やコミュニティ活動などを通じ、市民、事業者、市民団体の多様な主体が担い手となるまちづくりを目指すという趣旨で新たに設定

- ⑦ 効果的・効率的で信頼される行政経営が行われているまち

(4) 土地利用

- ・第1次総合計画では「山麓ゾーン」「都市ゾーン」「自然と農業の振興ゾーン」「有明海干潟ゾーン」の4つの基本ゾーンに区分し、例えば「山麓ゾーン」のなかに「①自然公園ゾーン」「②みどりといやしの振興ゾーン」「③古湯、熊の川、三瀬拠点地区」といった「個別ゾーン」と「拠点」を設定していた。
- ・第2次総合計画では、土地利用の基本方針に基づき、同じ方向性を持った土地利用のまとまりを「都市ゾーン」「田園集落ゾーン」「山村集落ゾーン」「有明海沿岸ゾーン」の4つの基本ゾーンに区分しそれぞれの土地利用計画を示すとともに、将来都市構造として「拠点」と「都市軸」を設定している。
- ・そして、基本ゾーンとは別に歴史的経緯や地域特性などを踏まえ「中心拠点」と「地域拠点」の2つに分類している。
- ・さらに、支所を中心とした7つの「地域拠点」を定め、それぞれの地域特性に応じて都市機能の充実や日常生活を支える機能の維持向上を図ることとしている。